

三重県工業研究所 酒類酵母分譲実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県工業研究所（以下「工業研究所」という。）が研究開発で育種した酒類酵母（以下「県酵母」という。）の研究成果普及のための酒類製造所への分譲及び県内酒類製造所が保有する自社酒類酵母（以下「自社酵母」という。）の分譲にあたり、必要な事項を定める。

(対象酵母)

第2条 分譲に応じる県酵母は別途定める。

(分譲の申請)

第3条 分譲を希望する者は、酒類製造所名、代表者名、酵母の品名、必要本数など必要事項を記した申請書（様式1）を作成し、工業研究所へ提出する。

なお、自社酵母の分譲を希望する場合は、工業研究所が指定する形態で自社酵母を提供すること。

(分譲方法)

第4条 工業研究所は、担当課長が申請内容を確認して分譲を許可すべきか決裁し、許可された場合は、申請書に基づいて製造作業を行う。

製造した酵母は、工業研究所窓口において、収入事務担当者立会いのもと申請者と製造担当者が内容及び代金を収納したことについて確認のうえこれを分譲する。

(代金納入方法)

第5条 収入事務担当者は、申請が許可された場合、申請者の支払い方法を確認し、酵母代金を収納する。

(酵母の分譲価格)

第6条 酵母の分譲価格は、酵母を分譲するのに必要な製造方法を別途定めて、これに要する実費相当分の経費を勘案した価格を設定する。

(その他)

第7条 この要領に定める以外に、県酵母を分譲する場合は関係者（団体等）と協議して定める。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年10月12日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月7日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月6日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月21日から施行する。

附則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。